

22 日 獣 発 第 217 号

平成 22 年 11 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

野生のカモの糞から高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型(強毒タイプ)が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

このことについて、平成 22 年 10 月 26 日付け 22 消安第 6341 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、平成 22 年 10 月 26 日、環境省において、北海道大学が実施している野生のカモの糞便に係るサーベイランスにより、北海道稚内市で採取した野生のカモの糞から H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス(強毒タイプ)が分離されたと発表され、このことは、日本国内に野鳥により高病原性鳥インフルエンザが侵入していることを意味することから、各都道府県知事あてに、①飼養衛生管理の徹底、②的確な病性鑑定の実施、③危機管理体制の点検について通知したので、本会に対して、内容了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力を求め、家畜防疫の重要性を十分理解の上、傘下会員各位等に周知するとともに、適切な対応がなされるよう指導方求めたものです。

本件については、先般、平成 22 年 10 月 5 日付け 22 日獣発第 190 号「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策強化について」、及び平成 22 年 10 月 26 日付け 22 日獣発第 213 号「韓国における高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生」を通知したところですが、本通知と併せご参照のうえ、対応いただきたくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野、駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第6341号
平成22年10月26日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

22消安第6341号
平成22年10月26日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

野生のカモの糞から高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型
(強毒タイプ) が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

本日、環境省において、北海道大学が実施している野生のカモの糞便に係るサーベイランスにより、北海道稚内市で採取した野生のカモの糞から H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス (強毒タイプ) が分離されたと発表されました。このことは、日本国内に野鳥により高病原性鳥インフルエンザウイルスが侵入していることを意味しています。

高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」(平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知)、「韓国における高病原性鳥インフルエンザ (弱毒タイプ) の発生について」(平成22年10月18日付け22消安第6155号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知) を発出し、飼養衛生管理の周知徹底及び確認をお願いしているところです。また、10月25日には「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザに関する家畜防疫検討会」を開催し、防疫措置の徹底をお願いしたところですが、今回の事例を踏まえ、下記の事項を再度徹底し、家きんへのウイルス侵入防止等を強化していただきますようお願いいたします。

なお、北海道においては、半径10 km 以内の家きん飼養農場 (1戸) への立入検査を既に実施しており、異常がないことを確認していることを申し添えます。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野鳥の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底、消石灰等による畜舎周辺の消毒など、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針 (平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。) に沿った飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

特に、野鳥と家きんの接触を防ぐため、

- ① 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止する
 - ② 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥等の侵入防止対策を点検する
 - ③ 鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つ
- 等について、家きん飼養農場はじめ関係機関・団体等に的確かつ確実に周知すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針に沿った連絡体制の確認、早期発見・早期通報の徹底、まん延防止体制の調整・周知、焼埋却等の場所の事前確保等、危機管理体制の再点検を行うこと。

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について (お知らせ)

北海道同時発表

平成22年 10月26日(火)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)
担 当：千葉 康人 (内線6473)

10月14日に北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が検出されたとの報告が、本日、検査を行っていた北海道大学からありましたので、お知らせします。

なお、現時点では死亡野鳥は確認されておらず、高病原性鳥インフルエンザの発生は確認されておられません。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

1 これまでの主な経緯

(1) 糞の採取地

北海道稚内市大沼

(2) 検査結果

北海道大学が独自に行っている糞便調査の結果、10月14日に稚内市の
大沼で採取された183検体の内2検体から高病原性鳥インフルエンザウイ
ルス(H5N1亜型)が検出された。

(3) 周辺の状況

稚内市大沼周辺において、現在までのところ、鳥インフルエンザが原因と
考えられる野鳥の死亡等は確認されていない。

2 今後の対応について

環境省は関係府省、地元自治体及び北海道大学と連携しつつ、以下について早
急に対応。

(1) 総合調整<環境省>

現地情報の収集、専門家の意見聴取等を通じて、全体の進行管理や連絡調整を実施。

(2) 検出地点周辺の調査<北海道地方環境事務所、北海道、北海道大学>

- ①高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された大沼周辺において、野鳥における異常がないかについて監視を実施。
- ②高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された大沼周辺において、ハクチョウ等ガンカモ類の糞の採取分析等により、ウイルス保有状況について追加調査を実施。

(3) 検出地点周辺への立ち入り制限<稚内市>

本日 10 時より、稚内市大沼への立ち入りを制限（進入路の通行止）。

○本事案の危険性

基本的にすべての鳥類は、鳥インフルエンザウイルスに対して感染し得る（症状が出るかどうかとは別）。このため、野生のカモの糞から鳥インフルエンザウイルスが検出されることは、決して珍しいことではない。但し、糞便から高病原性のウイルスが検出されたのは、我が国では今回が初めてである。これまでのところ、インフルエンザの発生による死亡野鳥は確認されていないことから、現段階においては、鳥インフルエンザによって鳥が大量死するような危険性が高いとは考えていない。

【報道機関へのお願い】

- 鳥インフルエンザウイルスは、現場で取材される際などに靴底や車両を通じて拡散する懸念がありますので、検出地点周辺への立ち入りや取材は厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本件に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が、根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

【位置図】



高病原性鳥インフルエンザについて

- A型インフルエンザウイルスの表面には、ヘマグルチンとノイラミニターゼの2種類のタンパクが存在しており、それぞれのタンパクは、16種類のHA亜型、9種類のNA亜型に分類される。
- 今般検出されたのは、HA亜型がH5、NA亜型がN1に該当する鳥インフルエンザウイルスである。
- これまでに世界各地で報告された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5あるいはH7のウイルスに限られるが、H5亜型またはH7亜型ウイルスが必ずしも高病原性鳥インフルエンザを発症するとは限らない。

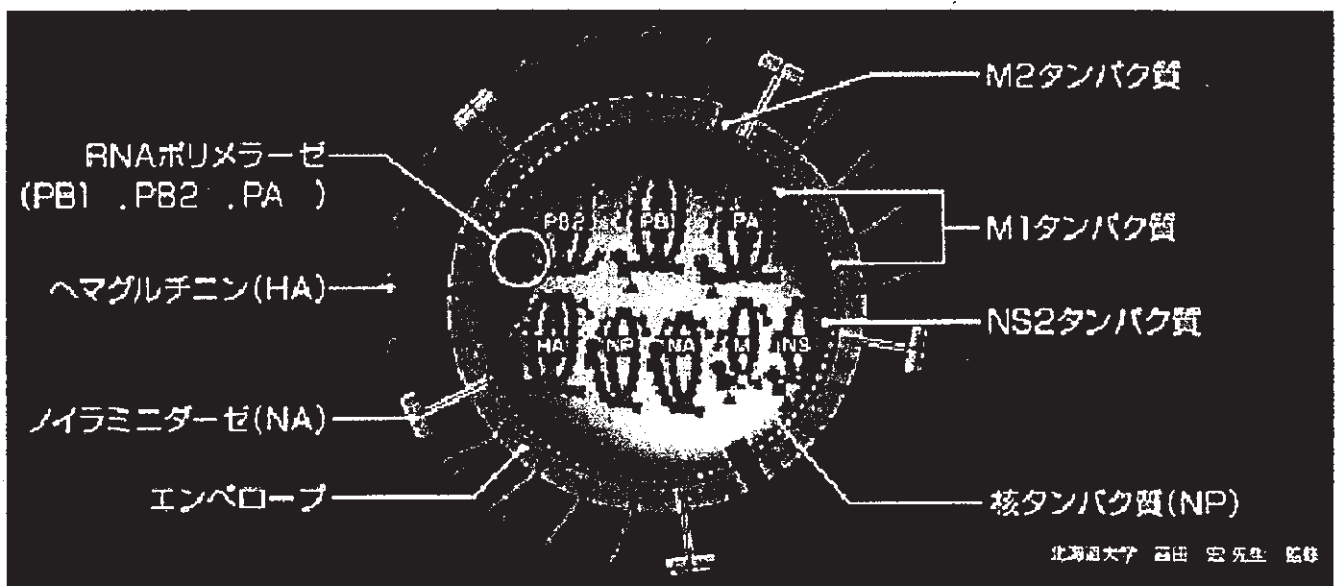


図 III-1 A型インフルエンザウイルスの構造模式図

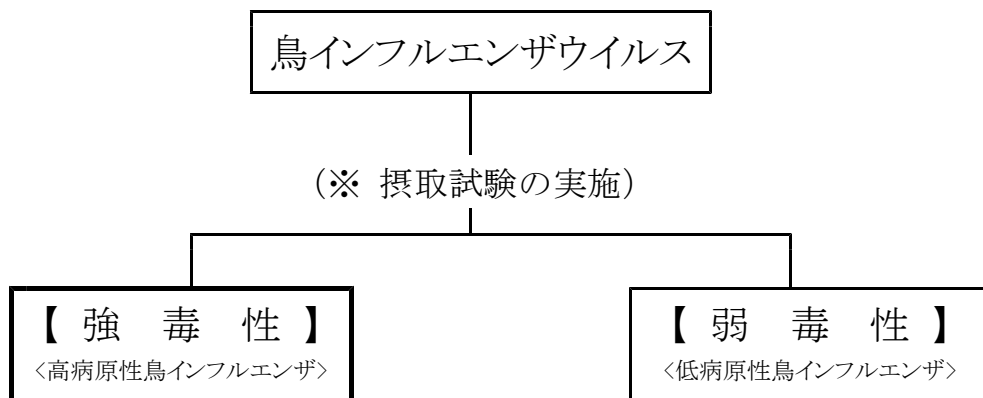
(喜田 宏, 北海道大学大学院獣医学研究科微生物学教室HP

<http://www.hokudai.ac.jp/veteri/organization/dis-cont/microbiol/> より引用)。

鳥インフルエンザウイルスの病原性の区分

1. 高病原性鳥インフルエンザについて

- 鳥インフルエンザウイルスの病原性はニワトリに対する病原性を基準にして判断する。
国際獣疫事務局（OIE）の定義は以下のものである。



- ・ 8羽以上のニワトリに静脈内接種し、10日以内の死亡率が75%以上
- ・ 左記の接種試験で、10日以内の死亡率が75%未満

※ 上記手法はOIEにおける一般的な確認手法であるが、OIEでは上記以外の手法も示している。

- 環境省で作成した「高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル(平成20年9月)」においては、国際獣疫事務局（OIE）の定義に準じて高病原性鳥インフルエンザを規定している。

2. 家畜伝染病予防法における定義

H5亜型及びH7亜型ウイルスが家きん（ニワトリ、アヒル、ウズラ、シチメンチョウ、キジ、ダチョウ）に認められた場合には、すべて家畜伝染病（法定伝染病）の「高病原性鳥インフルエンザ」として、殺処分等の措置の対象としている。

（発生時における規制）

- ・ 発生農場の飼養鳥類全羽の殺処分、消毒措置
- ・ 発生農場を中心とした半径10km以内の鶏や卵の移動制限措置 等

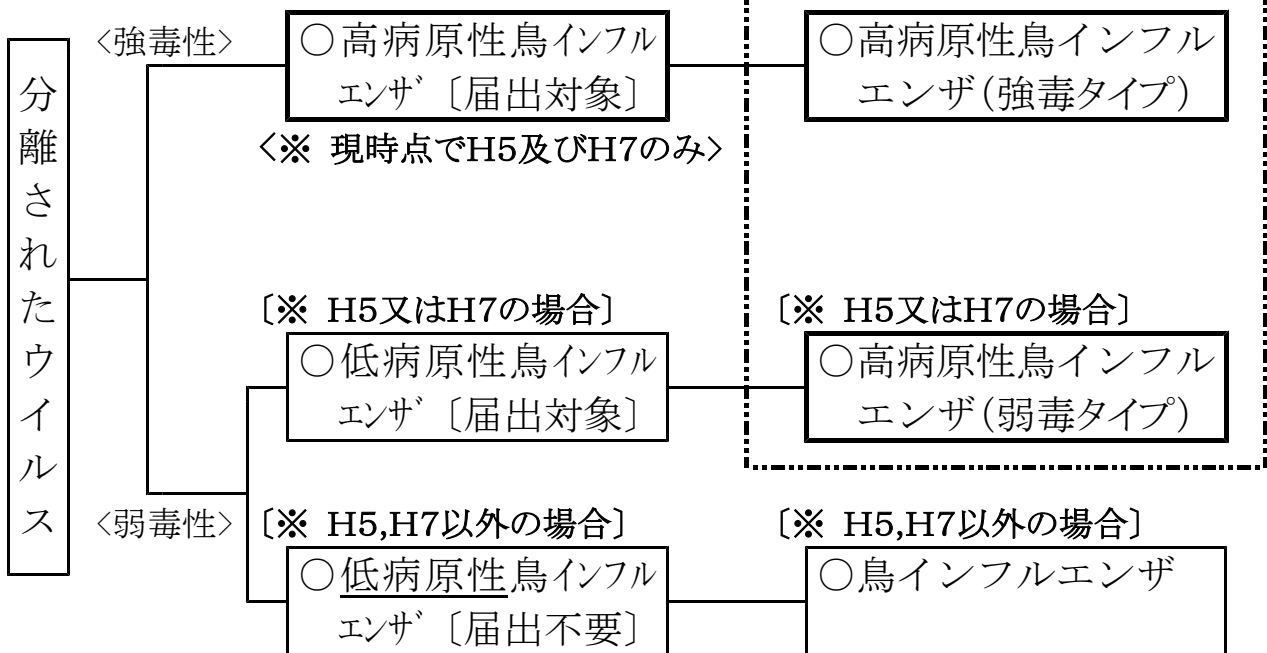
高病原性鳥インフルエンザの区分

【国際獣疫事務局(OIE)】

【家畜伝染病予防法】

※ OIE加盟国は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生が確認されれば、OIEに届け出る義務がある。

※ 家畜伝染病(法定伝染病)の「高病原性鳥インフルエンザ」として、殺処分等の措置の対象となる。



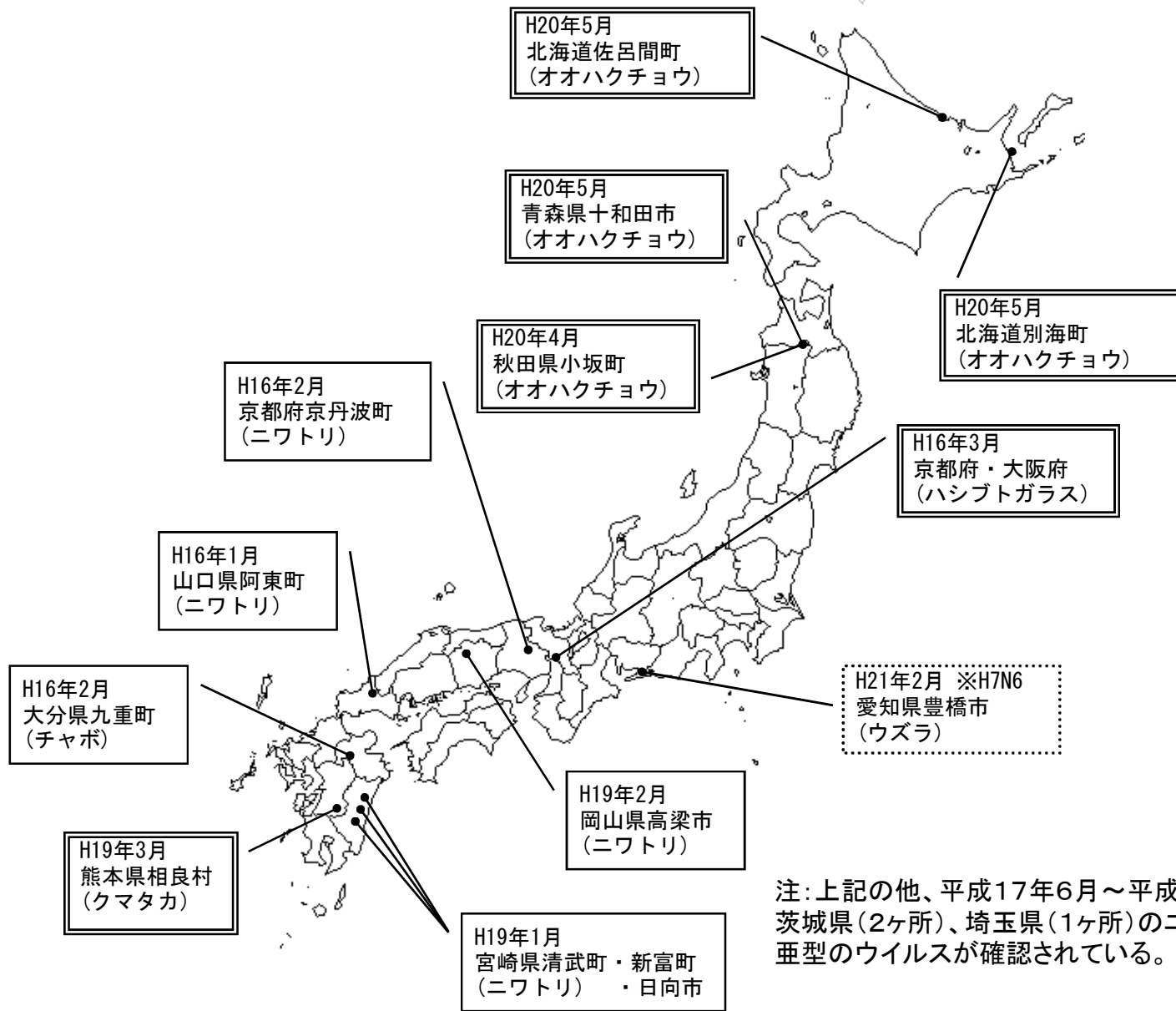
(注) : 国際獣疫事務局 (OIE)

国際獣疫事務局は、1924年に設立された国際的な国家間組織である。別名世界動物保健機関としても知られている。2008年1月現在の参加国は172カ国。事務局はフランスのパリにある。

OIEの活動は、

- ・ 世界中の獣畜・家禽の疾病の透明性を保証。
- ・ 獣医学知識の収集・分析及び広報。
- ・ 専門的知識・技能の提供と、世界の獣畜・家禽疾病の制御に関する国際的協力の促進。
- ・ 動物と、動物由来の生産品の国際取引に関しての衛生基準の策定による世界的取引の衛生安全の保障。

H5N1亜型等鳥インフルエンザウイルス確認事例



注:上記の他、平成17年6月～平成18年1月の間、茨城県(2ヶ所)、埼玉県(1ヶ所)のニワトリでH5N2亜型のウイルスが確認されている。

◻ は野鳥

野鳥の高病原性鳥インフルエンザに関する現在の取組

渡り鳥の飛来経路の 解明事業

◆ 飛来経路の解明

- ・人工衛星追跡による渡り鳥の飛来経路の解明（中継地等詳細情報を含む）。
- ・中国・韓国を經由する渡り鳥を重視。

ウイルスの感染ルート
解明の為の情報把握

野生鳥獣感染症情報 整備事業

◆ 野生鳥獣の感染状況の把握

- ・秋冬に飛来するガンカモ類の糞便及び死亡野鳥から検体の採取を行ない、ウイルス保有の有無をモニタリングし、結果を迅速に国民に提供する。また、死亡野鳥の監視体制の強化を図る。
- ・近隣諸国（韓国、中国、ロシア）の野鳥のモニタリング情報について、専門家を派遣し詳細情報を集約。

感染の早期発見及び
感染状況の把握

渡り鳥の飛来状況等に 関する情報提供事業

◆ 渡り鳥の飛来状況に関する情報提供

- ・野鳥の飛来時期、渡来地、個体数等飛来状況に関する情報を一元的に情報収集し、リアルタイムで情報提供。予防に役立つ。

- ・防鳥ネットの設置時期の目安として活用
- ・国内での鳥インフルエンザ発生時における侵入経路の検討基礎資料として活用

渡り鳥の飛来情報の
提供による予防

高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化